

令和8年7月1日付け 入札参加停止措置（物品購入等）

登録番号	商号又は名称	所在地	内容	要綱該当条項	対応の内容	対応期間	備考
11855	株式会社トーニチコンサル タント	東京都 渋谷区	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適當であると認められるため。	・別表第2第3号ロ ＜独占禁止法違反行為＞	4月	R8. 3. 4 から R8. 7. 3 まで	北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第3号ロを適用し、入札参加停止を4か月とする。
2262	株式会社クリーン工房	埼玉県 さいたま市	当該業者の代表取締役（当時）は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役（当時）は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不適當であると認められるため。	・別表第2第8号 ＜不正又は不誠実行為＞	3月	R8. 6.19 から R8. 9.18 まで	北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第8号を適用し、入札参加停止を3月とする。
815	日本ハイウェイ・サービス 株式会社	東京都 千代田区	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適當であると認められるため。	・別表第2第3号ロ ＜独占禁止法違反＞	6月	R8. 6.19 から R8.12.18 まで	北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第3号ロを適用し、入札参加停止を6月とする。
2540	富士通Japan株式会社	神奈川県 川崎市	当該業者の社員が、令和7年2月4日から同年3月25日、富士通 Japan の事務所などで富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕されたため。	・別表第2第7号 ＜不正又は不誠実行為＞	1月	R8. 6.19 から R8. 7.18 まで	北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第7号を適用し、入札参加停止を1月とする。

16000	日本郵便株式会社	東京都 千代田区	当該業者の社員が、令和6年10月から令和7年5月、郵便物を回収する業務の委託契約の入札で便宜を図る見返りに、現金などの金品を受け取るなどとして、令和8年5月20日、日本郵便株式会社法違反の疑いで、警視庁に逮捕されたため。	・別表第2第7号 <不正又は不誠実行為>	1月	R8. 7.1 から R8. 7.31 まで	北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第7号を適用し、入札参加停止を1月とする。
-------	----------	-------------	--	-------------------------	----	---------------------------	--